

注意

入札制度が変わりました。

- 暴力団員等や、役員に暴力団員等がいる法人は、買受人となれません。
- 暴力団員等から資金の提供を受けた個人・法人は、買受人となれません。

入札の際に、次の書面の提出が必要になりました。

(入札書ごとに必要です。)

暴力団員等に該当しない旨の **陳述書** (個人・法人を問わず)

※入札時に提出がないと入札無効となります(追完・提出後の訂正は不可)。

※記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。

(よくある誤り)「陳述」欄「口自己の計算において・・・ありません」の口のチェックは、「他人から資金の提供を受けて、当該他人のために入札に参加する場合等」にチェックするものです。金融機関から融資を受けて自己のために不動産を取得する場合には、チェックは不要です。

住民票

(個人の場合)

資格証明書

(法人の場合)

※入札時に提出がないと入札無効となります(追完不可)。

※住民票は、氏名・住所・生年月日・性別の記載があり、マイナンバーが記載されていないものを提出してください。

※入札する日において発行後3か月以内のものを提出してください。

宅地建物取引業の免許証の写し (宅地建物取引業者の場合)

※有効期限内のものを提出してください。

(入札方法に関する問合せ)

期 間 入 札 の 公 告

令和 7 年 6 月 11 日

仙台地方裁判所第 4 民事部

裁判所書記官 高 橋 泰

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7 年 7 月 1 日 午前 9 時 00 分から 令和 7 年 7 月 8 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日	日 時 令和 7 年 7 月 10 日 午前 10 時 00 分 場 所 仙台地方裁判所開札場
売却決定 期日	日 時 令和 7 年 7 月 25 日 午後 3 時 00 分 場 所 仙台地方裁判所第 4 民事部
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規則 33 条)	別紙物件目録中, ☆印を付した物件は農地であるので, 権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り, 買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため, 物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7 年 6 月 11 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	



物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和6年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1	1,551,000 1,240,800		310,200	45,230	9,692



物 件 目 録

- | | |
|-------|--|
| 1 所 在 | 仙台市青葉区小松島二丁目 2 1 7 番地 6 |
| 家屋 番号 | 2 1 7 番 6 の 2 |
| 種 類 | 居宅 |
| 構 造 | 木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建 |
| 床 面 積 | 1 階 6 2. 9 3 平方メートル
2 階 6 2. 9 3 平方メートル |



物 件 明 細 書

令和 7年 3月 3日

仙台地方裁判所第4民事部

裁判所書記官 平 塚 秀 喜

1 不動産の表示

【物件番号1】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号1】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号1】

本件建物のために、その敷地（地番217番6、地積1838平方メートルの一部である約181.21平方メートル、所有者エヌエス仙台有限会社）につき借地権が存する。買受人は、地主の承諾又は裁判等を要する。

地代の滞納あり。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。



- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

1 所 在 仙台市青葉区小松島二丁目 217 番地 6

家屋 番号 217 番 6 の 2

種 類 居宅

構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建

床 面 積 1 階 62.93 平方メートル
2 階 62.93 平方メートル



令和 6年(ケ)第 152号
令和 6年11月11日受理
令和 6年12月19日提出

現況調査報告書

仙台地方裁判所

執行官 佐藤 俊也 (印)

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

1 所 在 仙台市青葉区小松島二丁目217番地6

家屋 番号 217番6の2

種 類 居宅

構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建

床 面 積 1階62.93平方メートル
2階62.93平方メートル



不動産の表示	「物件目録」のとおり	
住居表示	仙台市青葉区小松島二丁目26番28号	
建物	物件1	
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点異なる（ ☐ 主たる建物 ☐ 附属建物） ☐ 種類： ☐ 構造： ☐ 床面積：	
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある ☐ 種類： ☐ 構造： ☐ 床面積：	
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を 住居 として使用している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり ☐	
その他の事項	物件1所有者所有のスチール製物置（動産）が存する。 物件1の北側部分に使用されていない井戸が存する。 物件1の建物内には、大量のごみを含む動産類が存する。	
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある 地方裁判所 支部 平成 年()第 号 保管開始日 平成 年 月 日	
剪取地 (目的外土地)	「目的外土地の概況」のとおり	
土地建物の位置関係	☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり	

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

目的外土地の概況 (物件1関係)			
所 在	仙台市青葉区小松島二丁目		
地 番	2 1 7 番 6		
地 目	☐ 宅地 ☒ 山林 ☐ 雑種地 ☐ 畑 ☐ 田 ☐		
地 積	1 8 3 8平方メートル (☐ 全部 ☒ 約1 8 1 . 2 1平方メートル)		
所 有 者	☐ 建物所有者 ☒ その他の者 (エヌエス仙台有限会社)		
そ の 他 の 事 項	本目的外土地の東側で接する道路は、本目的外土地の一部を含め、建築基準法第4 2条2項道路に該当する。		
■関係人(A (債務者)の陳述 / ■提示文書(借地権更新契約書写し)の要旨			
占 有 権 原	☐ 所有権 ☐ 地上権 ☒ 賃借権 ☐ 使用借権		
占 有 開 始 時 期	平成3 0年 1月 1日		
最 初 の 契 約 日	平成3 0年 1月 1日		
契 約 等 期 間	平成3 0年 1月 1日から ☒ 平成4 9年1 2月3 1日まで2 0年間 ☐ 期間の定めなし		
更 新 の 種 別	☐ 合意更新 ☐ 自動更新 ☐ 法定更新		
現 在 の 契 約 等 期 間	年 月 日から ☐ 平成 年 月 日まで 年間 ☐ 期間の定めなし		
契 約 等 貸 主	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 ()		
当 事 者 借 主	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 ()		
地代・支払時期等	月額1 8, 6 0 0円 (当月分を毎月末日までに支払)		
地 代 前 払	☒ ない ☐ ある (金 円 分まで)		
敷 金 ・ 保 証 金	☒ ない ☐ ある (☐ 敷金 円 ☐ 保証金 円)		
特 約 等			
地 代 滞 納	☐ ない ☒ ある (令和6年1 2月1 2日現在 金9 3, 0 0 0円)		
契 約 解 除	☒ ない ☐ ある ()		
訴 訟 提 起 等	☒ ない ☐ ある [地方裁判所 支部 平成 年 () 第 号 ☐ 係属中 ☐ 終局 ()		
そ の 他			
執 行 官 の 意 見	☒ 上記のとおり ☐ 「執行官の意見」のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ A (債務者)	私は本競売事件の債務者で、所有者兼債務者Bの母親です。現在、物件1には、私と子らが住んでおり、他に貸している部分等はありません。物件1の敷地である217番6の土地は、元々、親の友人が所有していたものですが、平成29年頃からはエヌエス仙台有限会社に売却され、それ以降は、月1万8600円の地代を同社に支払っています。そのときの契約書を探してみましたが、見つかりませんでした。物件1の北側にスチール製物置及び井戸がありますが、現在、井戸は使用していません。物件1の建物に大きな不具合等はありませんが、私が清掃の仕事をしている関係から不要品等を持ち帰った物が多数あります。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
6年11月19日 (火) 11:00-11:10	仙台法務局塩竈支局	全部事項証明書受領
同 日 11:30-11:40	物件所在地	物件確認 写真撮影
6年12月3日 (火) 9:30-10:20	物件所在地	立入調査 占有調査 間取確認 写真撮影 債務者 Aから事情聴取 (評価人同行)
同 日	執行官室	敷地所有者エヌエス仙台有限会社に対し、書面照会 (12/15 回答書到着)
同 日 13:40-13:50	仙台法務局塩竈支局	履歴全部事項証明書受領
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		

(特記事項)

☒ 令和 6年12月 3日
目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 を立ち合わせ、解錠技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

☐ 令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。

☐

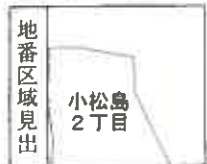
(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

公 図 写



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

A4判に縮小



請 求 部 分	所 在	仙台市青葉区小松島二丁目				地 番	217番6		
出 力 縮 尺	1/500	精 度 区 分		座 標 系 番 号 又 は 記 号		分 類	地図に準ずる図面	種 類	旧土地台帳附属地図
作 成 年 月 日					備 付 年 月 日 (原 図)			補 記 事 項	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(仙台法務局管轄)

令和6年10月1日

東京法務局中野出張所

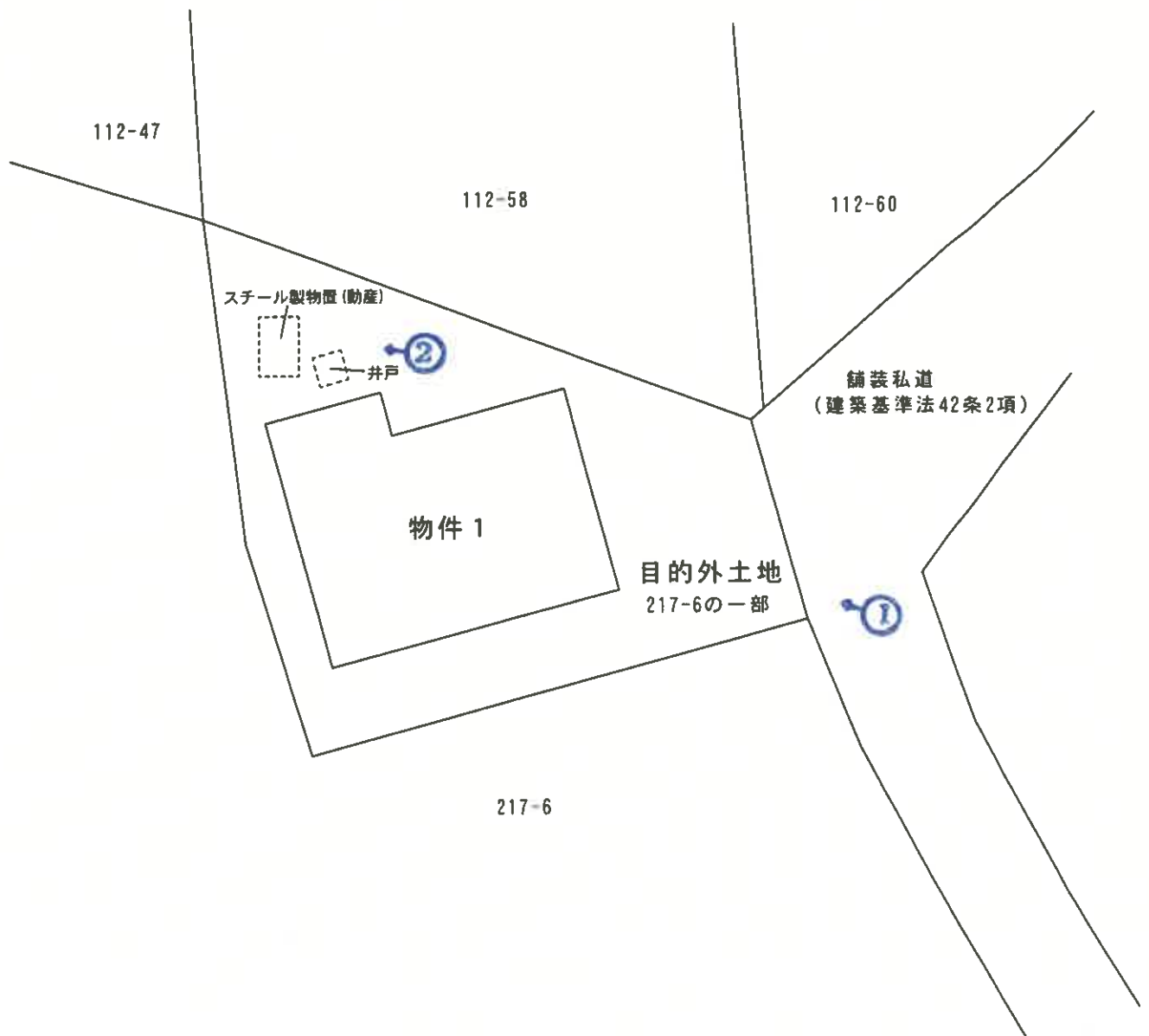
登記官

請求番号：23-2

(1/1)

(6 枚目)

土地建物位置関係図



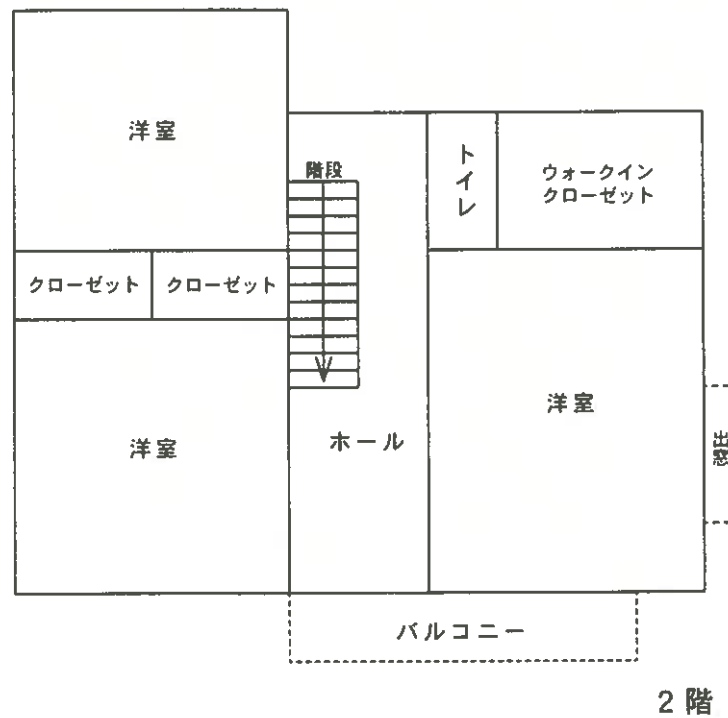
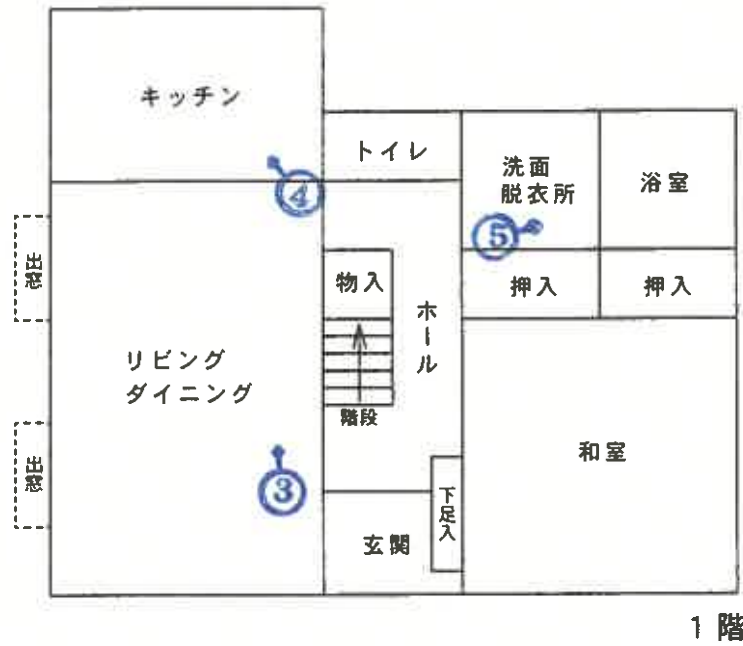
凡 例
←○写真(撮影場所)



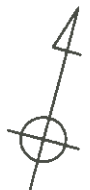
縮尺 1/200

(7 枚目)

建物間取図（物件１）



凡 例
←○写真(撮影場所)



写 真 1

目的外土地

物件 1



写 真 2

井戸

スチール製物置（動産）



写 真 3



写 真 4



写 真 5



令和 6 年（ケ） 第 152 号
令和 6 年 12 月 3 日 現地調査
令和 7 年 1 月 9 日 評 価

仙台地方裁判所 第4民事部 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士 小 竹 潤

第 1 評 価 額

評 価 額	
物件 1 (建物)	金 1,551,000 円

- 1 物件1の価格は土地利用権等付建物としての価格である。

第 2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約(売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは、物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等)の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第 3 目 的 物 件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記と同じ

番号	所 在 等	登 記	現 況
1	所 在 家屋番号 種 類 構 造 床 面 積	別紙物件目録記載の通り	
番号	特 記 事 項		
	なし		

第4 目的物件の位置・環境等

1. 建物の概況及び利用状況等(物件1)

区 分	主である建物：家屋番号217番6の2	
建築時期及び 経済的残存 耐用年数	建築年月日(登記記載) 経 過 年 数 経済的残存耐用年数	平成16年4月30日新築 21 年 5 年
構 造	木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建	
仕 様	外 壁	サイディング
	内 壁	ビニールクロスほか
天 井	天 井	ビニールクロスほか
	床	フローリング、畳ほか
設 備	設 備	電気・給排水・衛生設備等
	そ の 他	特になし
(注) 建物に附属する各種住宅設備については、動作確認まではできないため、使用可能か否かについては不明である。		
床 面 積 (現 況)	1 階	62.93㎡
	2 階	62.93㎡
		延 125.86㎡
現 況 用 途 等	現況用途	居宅
	間 取 り	別添『建物間取図』の通り
品 等	普通	
保 守 管 理 の 状 態	劣る	
建物利用状況等	『現況調査報告書』記載の通り	
特 記 事 項	①物件1建物内には大量のごみを含む動産類が存する。全体的に建物の老朽化が進行しているが、特に内壁、床等に汚損が多数見られる。 ②対象建物について、建築時期・構造・種類等の要因を踏まえ現場調査を行った結果、アスベスト含有建材が使用されている可能性は否定できない。なお、アスベスト使用の詳細については専門調査機関の分析調査を要する。	

2. 建物(物件1)が所在する目的外土地(借地部分)の概況及び利用状況等

位 置 ・ 交 通	JR仙山線「東照宮」駅の北東方・道路距離約1.1km (別添『位置図』参照)		
付 近 の 状 況	目的物件は、JR仙山線北側の丘陵地に広がる住宅地域に存し、周辺には戸建住宅を中心にアパートもみられる。地域内の街路は幅員4m程度の舗装市道が標準的であるが、私道や行止まり道路も多く、幅員は狭く街区も雑然としている。車両のすれ違いが困難な箇所も多くみられる。 駅や商業施設等にも比較的近く、生活利便性は概ね良好である。 周辺は起伏に富んだ地勢であり、目的物件南西方の傾斜地は土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定されている。 地域内の標準的な画地は、幅員約4mの舗装市道に接面する地積180㎡程度の戸建住宅の敷地と判定した。		
各種公共公益利便施設への道路距離	ヨークタウン仙台小松島店： 約1.3km	市立小松島小学校： 約700m	
	仙台市役所： 約3.8km	市立台原中学校： 約1.8km	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等の個別 的な規制を考慮しな い一般的な規制)	都市計画区分 用 途 地 域 建 蔽 率 容 積 率 防 火 規 制 その他の規制	市街化区域 第二種中高層住居専用地域 指定： 60% 指定： 200% なし 第2種高度地区、居住誘導区域、宅地造成工事規制区域	
画 地 条 件	地 積 間 口 ・ 奥 行 形 状 地 勢 街路接面状況 そ の 他	181.21㎡ (借地部分) (217番6全体の1,838㎡のうち、借地部分は181.21㎡) 約6.3m×約15.7m 台形 道路側の駐車場部分と建物敷地部分に約1mの段差が見られる。 また、画地北側の隣接地とは3～4mの高低差があり、RC擁壁が設置されている。 中間画地 画地の北側、西側部分には雑木や雑草が繁茂している。	
接面道路の状況	○ 東側約3.5～4m、私道、舗装(有)、ほぼ等高に接面。 建築基準法上：法第42条2項該当		
土地利用状況等	物件1の敷地として利用されている。占有状況等については「現況調査報告書」記載の通り。		
供給処理施設	上 水 道：あり 下 水 道：あり ガス配管：あり (注)供給処理施設における「あり」とは、目的物件の前面道路に該当施設の本管(以下、施設管という)が通っており、通常のコストで敷地内への引き込みができる状態にあることをいう。「なし」とは、目的物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引き込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは、前面道路に施設管が敷設されていないにもかかわらず供給処理を利用している場合や、役場での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。		
埋蔵文化財有無	文化財保護法上の周知の埋蔵文化財包蔵地の指定は無い。		
土壌汚染の有無	現地調査や各種資料を勘案する限度において、土壌汚染の徴表は認定し難い。		

特 記 事 項	① 目的外土地の概況 所在地番 仙台市青葉区小松島2丁目217番6 登記地目 山林 地 積 1,838㎡ このうち、借地部分は北東端の一部181.21㎡(土地建物位置関係図のとおり) ② 接面私道は、目的外土地(217番6)の一部であり、建築基準法第42条2項に該当する。物件1の新築時に狭あい道路の協議が成立しておりセットバック済である。ただし、建物を建て替えるときには、再度狭あい道路協議申出書を提出し、市による現地調査を受ける必要がある。(仙台市青葉区役所街並み形成課建築指導係での聴取による) ③ 物件1の北側部分には、スチール製物置(動産)、使用されていない井戸が存する。
---------	--

第5 評価額算出の過程

1. 基礎となる価格

(1) 建物価格(物件1)

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を判定した。

番号	再調達原価 ア	現況延床面積 イ	現価率 ウ	建物価格 ア×イ×ウ
1	180,000円/㎡	125.86㎡	0.08	1,812,000円

ウ. 現価率

経過年数21年、経済的残存耐用年数5年、観察減価率60%、残価率0%により現価率を査定した。

◇ 現価率査定根拠

$$0.08 = \{ 0.00 + (1 - 0.00) \times (\frac{5\text{年}}{26\text{年}}) \} \times (1 - 0.60)$$

(2) 目的外土地(借地部分)の建付地価格

目的外土地の建付地価格を次の通り求めた。

標準画地価格 ア	個別格差 イ	地 積 ウ	建付減価 エ	建付地価格 ア×イ×ウ×エ
79,600円/㎡	0.81	181.21㎡	0.80	9,347,000円

ア. 標準画地価格

地価公示標準地【仙台青葉-53】

$$\begin{array}{ccccc} \text{公示価格等} & \text{時点修正} & \text{標準化補正} & \text{地域格差} & \text{標準とした価格} \\ 76,000\text{円}/\text{㎡} \times \frac{104.8}{100} \times \frac{100}{100} \times \frac{100}{100} = & 79,600\text{円}/\text{㎡} \end{array}$$

◇ 時 点 修 正 : 公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇ 標準化補正 : 地域において標準的

◇ 地 域 格 差 : 格差なし

イ. 個別格差

接面街路	△5%	(0.95)
形状	△10%	(0.90)
地勢	△5%	(0.95)
上記相乗積	81%	(0.95 × 0.90 × 0.95 = 0.81)

ウ. 地積：借地面積による

エ. 建付減価

地上建物は築後長期間が経過しており、目的土地の最有効使用を阻害する要因と認められることから、建物取壊し費用等を考慮して、建付減価を右記の通りと判定した。

△20% (0.80)

2. 評価額の判定

前記により求めた建物価格に、土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記の通り評価額を求めた。

(1) 土地利用権等価格

番号	建付地価格 ア	土地利用権等の 及ぶ範囲 イ	土地利用権等割合 ウ		土地利用権等価格 ア×イ×ウ
目的外 土地	9,347,000円	1.00	0.30	借地権	2,804,000円

イ. 土地利用権等の及ぶ範囲：目的外土地(借地部分)の100%の範囲とした。

ウ. 土地利用権等割合：土地利用権等を借地権と判定し、その割合を上記の通りと判断した。

(2) 評価額

番号	基礎となる価格 ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 イ	占有減価 修正 ウ	市場性 修正 エ	競売市場 修正 オ	評 価 額 (ア+イ)×ウ×エ×オ
1	1,812,000円	+2,804,000円	1.00	0.56	0.60	1,551,000円

ウ. 占有減価修正：修正の必要はないものと判断した。

エ. 市場性修正：

大量の動産類(ゴミも含まれる)が存在し、市場性の減退が見込まれることを考慮した。 $\Delta 20\%$ (0.80)

借地権付き建物であること、また地代の滞納もあって不安定な状態にあることも考慮した。 $\Delta 30\%$ (0.70)

上記相乗積 56% ($0.8 \times 0.7 = 0.56$)

オ. 競売市場修正：「評価の条件」記載の、不動産競売市場の特殊性を考慮した。

※ 算定結果については、千円未満四捨五入の処理を行った。

第 6 採用した地価公示標準地等の概要

地価公示標準地【仙台青葉－53】

所 在 : 仙台市青葉区小松島2丁目112番13
価 格 : 76,000円/㎡
位 置 : JR仙山線「東照宮」駅の北東方道路距離約1.2km
価 格 時 点 : 令和6年1月1日
地 積 : 165㎡
供給処理施設 : 水道・ガス・下水道
接 面 街 路 : 東側4.2m舗装市道
用 途 指 定 等 : 第二種中高層住居専用地域(建蔽率60%、容積率200%)
地 域 の 概 要 : 一般住宅、アパート等が混在する住宅地域

第 7 附属資料

1. 位置図(国土地理院)
2. 地図に準ずる図面写(公図写)
3. 建物図面・各階平面図写
4. 土地建物位置関係図
5. 建物間取図

以 上

令和 6 年 (ケ) 第 152 号

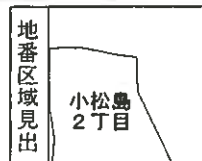
物 件 目 録

1 所 在	仙台市青葉区小松島二丁目 2 1 7 番地 6
家屋 番号	2 1 7 番 6 の 2
種 類	居宅
構 造	木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建
床 面 積	1 階 6 2. 9 3 平方メートル 2 階 6 2. 9 3 平方メートル





(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部	所在	仙台市青葉区小松島二丁目				地番	217番6		
出力縮尺	1/500	精度区分		座標系又は記号		分類	地図に準ずる図面	種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日					備付年月日(原図)				
						補事項			

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(仙台法務局管轄)

令和6年10月1日

東京法務局中野出張所

登記官

請求番号：23-2

(1/1)

A3サイズをA4サイズに縮小した図面

登記年月日：平成16年5月11日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
仙台法務局管轄
令和6年10月1日
東京法務局中野出張所
登記官

110994

各階平面図

平成16年5月11日登記

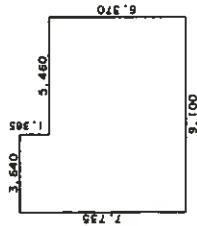
建物図面
各階平面図

家屋番号 217番6の2

建物の所在 仙台市青葉区小松島二丁目 217番地6

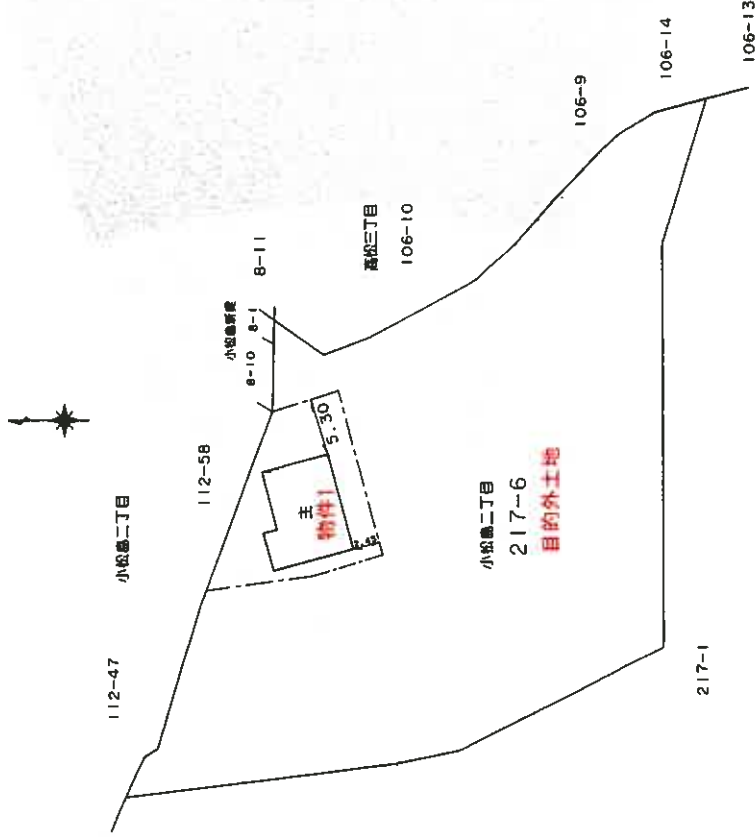
物件1

1階～2階
(各階同型)



求積表

7,735	x	3,640	=	28,155,400
6,370	x	5,460	=	34,780,200
合計				62,935,600
床面積				62.93㎡



(目録表12)

作製者

縮尺

1/250

申請人

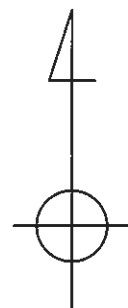
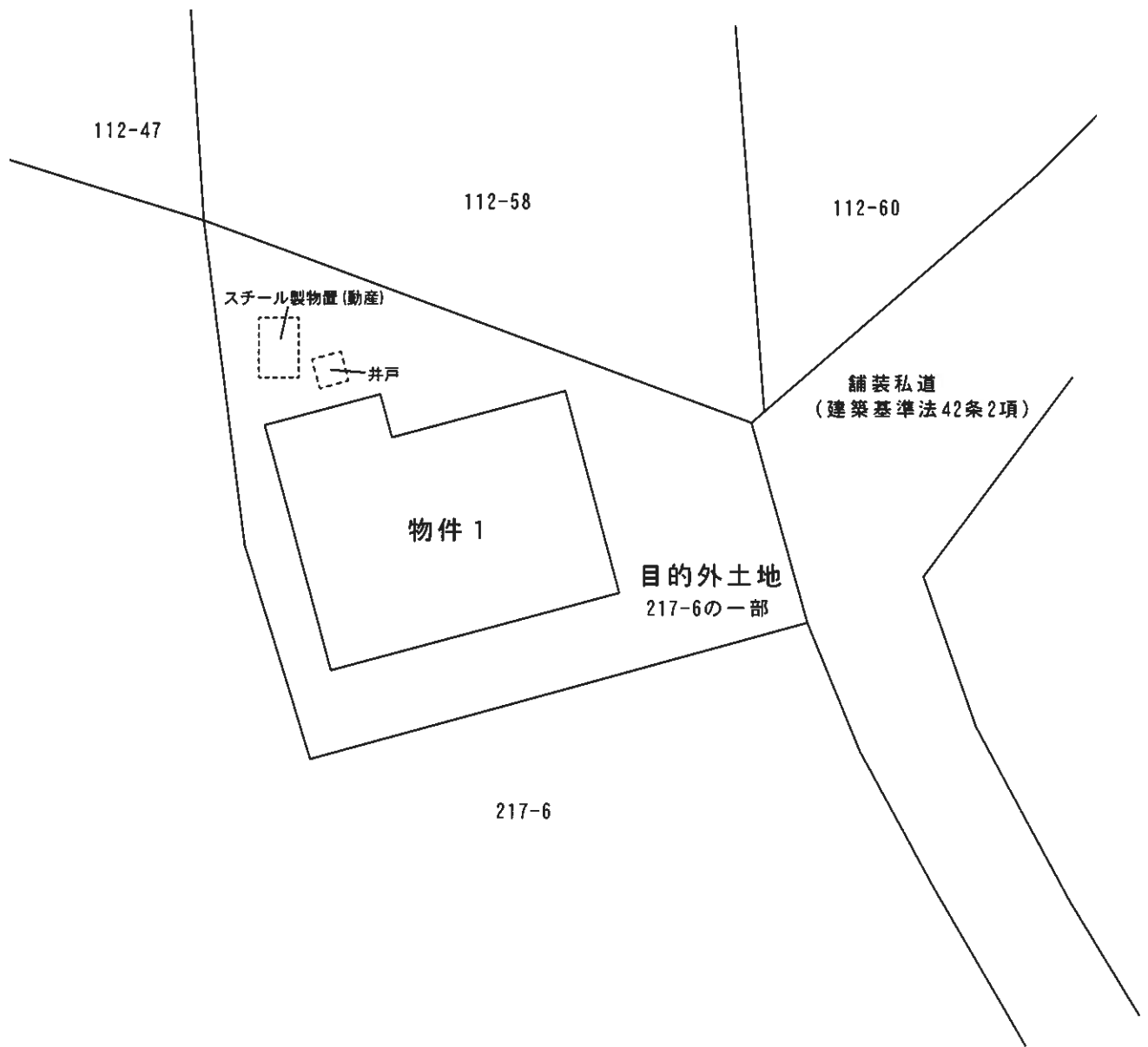
縮尺

1/500

H16.5.11

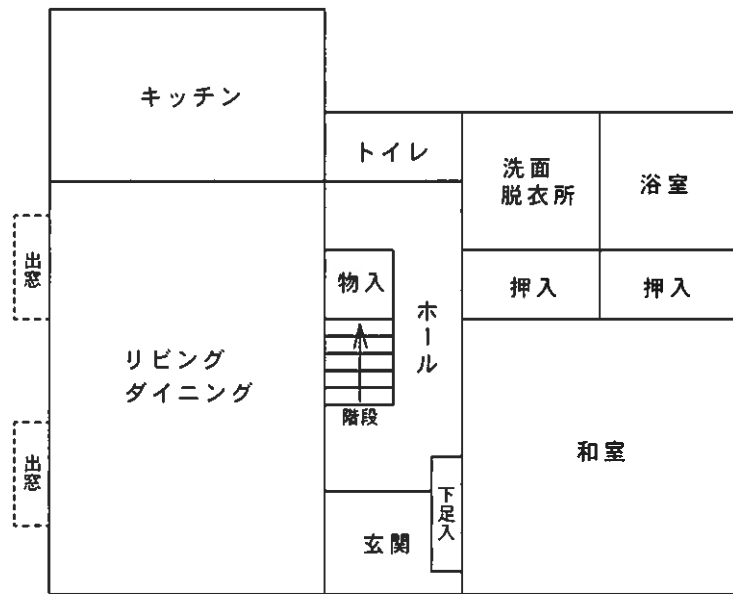
A3サイズをA4サイズに縮小した図面

土地建物位置関係図

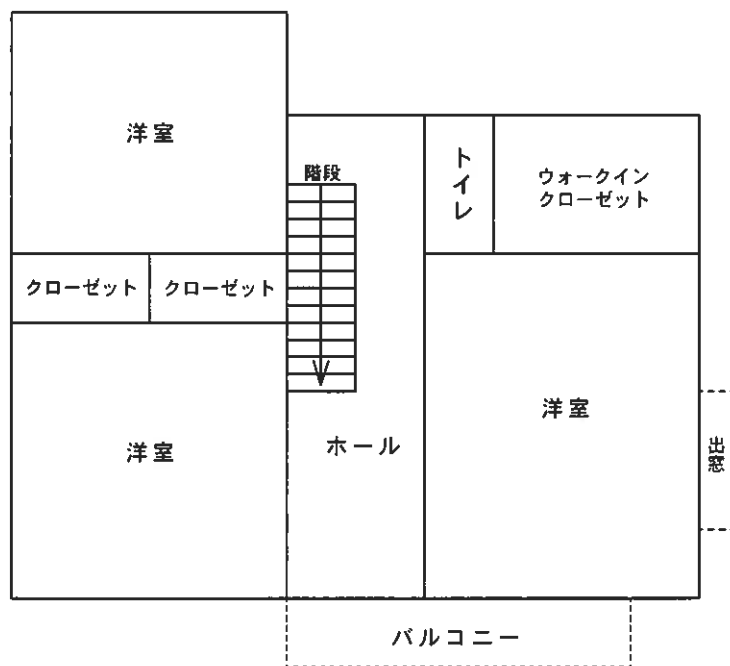


縮尺 1/200

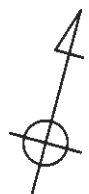
建物間取図（物件１）



1 階



2 階



縮尺 1/100